

平成 26 年 6 月 12 日

第 2 回定例会提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦対象者 略歴

氏 名	あずま けい ぞう 東 敬 三
生年月日	昭和 22 年 4 月 18 日
住 所	登米市迫町北方字新土手 95 番地 1
職 業	農業
略 歴	昭和 63 年 4 月～平成 17 年 3 月 迫町議会議員 平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月 迫町社会福祉協議会理事 平成 16 年 8 月～平成 17 年 3 月 迫町民生委員推薦会会長 平成 17 年 10 月～現在 人権擁護委員

諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦対象者 略歴

氏 名	ち ば とよ みつ 千 葉 豊 光
生年月日	昭和 30 年 2 月 3 日
住 所	登米市津山町柳津字入土 50 番地
職 業	農業
略 歴	昭和 48 年 8 月～平成 17 年 3 月 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防職員 平成 17 年 4 月～平成 26 年 3 月 登米市消防職員

報告第 1 号	継続費繰越計算書について
報告第 2 号	繰越明許費繰越計算書について
報告第 3 号	事故繰越し繰越計算書について
報告第 4 号	平成 25 年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について
報告第 5 号	平成 25 年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について

本案は、平成25年度登米市一般会計予算における継続費年割額の通次繰越し、平成25年度登米市一般会計予算、介護保険特別会計予算、下水道事業特別会計予算及び宅地造成事業特別会計予算における繰越明許費、平成25年度登米市一般会計予算における事故繰越し、平成25年度登米市水道事業会計予算、病院事業会計予算における予算繰越しについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項、第146条第2項及び第150条第3項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、それぞれ繰越計算書を調製したもので、報告するものであります。

議案第 73 号	平成 26 年度登米市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 74 号	平成 26 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 75 号	平成 26 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 76 号	平成 26 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 77 号	平成 26 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 78 号	平成 26 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 79 号	平成 26 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 80 号	平成 26 年度登米市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 81 号	平成 26 年度登米市病院事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 82 号	平成 26 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）

本案は、議案第 73 号平成 26 年度登米市一般会計補正予算（第 3 号）から議案第 82 号平成 26 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）までについて

て、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億7,762万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ467億7,234万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、子育て支援対策事業1億7,787万円、保育緊急確保事業4,646万円、経営体育成支援事業1億308万円、道路新設改良事業9,517万円などを計上しているほか、人事異動に伴い人件費を各款にわたり補正しております。

歳入では、保育緊急確保事業費補助金などの国庫支出金3,927万円、子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金などの県支出金3億1,344万円、道路新設改良事業に充てる市債8,900万円などに加え、財政調整基金からの繰入金8,900万円増額し計上しております。

また、債務負担行為補正として追加3件、地方債補正として変更1件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で人事異動に伴う人件費の補正に加え、保険給付費1億3,876万円などを増額、歳入では、国民健康保険税を2億2,254万円減額する一方、前期高齢者交付金1億9,958万円、繰越金2億3,999万円などを増額して計上しております。

後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計では、人事異動に伴う人件費の補正を、土地取得特別会計の歳出では、工業団地の整備に伴う宅地造成事業特別会計への繰出金2億998万円などを計上しております。

下水道事業特別会計の歳出では、人事異動に伴う人件費の補正に加え、公共下水道整備事業4,971万円と、地方債補正として変更1件を、宅地造成事業特別会計の歳出では、大洞地区工業団地整備事業2億1,256万円などを計上しております。

企業会計については、水道事業会計で人事異動に伴う人件費の補正に加え、業務の予定量の変更を計上しております。

病院事業会計では、人事異動に伴う人件費の補正を、老人保健施設事業会計では、人事異動に伴う人件費の補正に加え、福祉車両購入費214万円を増額して計上しております。

議案第83号	登米市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について
--------	--------------------------

本案は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が、平成25年9月28日から施行されたことに伴い、登米市いじめ問題対策連絡協議会を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第 84 号	登米市いじめ防止対策調査委員会条例の制定について
----------	--------------------------

本案は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）が、平成 25 年 9 月 28 日から施行されたことに伴い、登米市いじめ防止対策調査委員会を設置するため、条例を制定するものであります。（新旧対照表 8 ページ）

議案第 85 号	登米市いじめ調査結果検証等委員会条例の制定について
----------	---------------------------

本案は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）が、平成 25 年 9 月 28 日から施行されたことに伴い、登米市いじめ調査結果検証等委員会を設置するため、条例を制定するものであります。（新旧対照表 9 ページ）

議案第 86 号	登米市税条例及び登米市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）がそれぞれ平成26年3月31日に公布されたことに伴い、法人税率等を見直すため、各条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表10ページ）

議案第 87 号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
----------	----------------------------

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 132 号）及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 34 号）がそれぞれ平成 26 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、課税額等を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 31 ページ）

議案第 88 号	登米市火災予防条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------

本案は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）が、平成 25 年 12 月 27 日に公布されたことに伴い、対象火気器具等の取扱い基準等を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 33 ページ）

議案第 89 号	登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
----------	---------------------------

本案は、平成 26 年 4 月 1 日に東和町米川字合ノ木及び字大綱木に設置している簡易給水施設を市水道事業に統合したことに伴い、給水装置及び水質の検査を市において実施することから、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 37 ページ）

議案第 90 号	登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 35 号）が、平成 26 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、課税免除の適用に関して見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 39 ページ）

議案第 91 号	登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等対象地域における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長等について（平成 26 年 2 月 19 日厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・総務課医療費適正化対策推進室、総務省自治税務局市町村税課事務連絡）に伴い、国民健康保険税の減免に関して見直すため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 40 ページ）

議案第92号

建設工事委託に関する基本協定の締結について

本案は、日本下水道事業団を相手方として登米市公共下水道佐沼環境浄化センターの建設工事委託に関する基本協定を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第93号

財産の取得について

本案は、災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型の購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第94号

財産の取得について

本案は、可搬消防ポンプ付軽四輪駆動（デッキバン）積載車の購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第95号

市道路線の認定について

本案は、上町裏線の市道路線認定を行うにあたり、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 96 号

登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について

本案は、平成 26 年 1 月に登米市総合計画実施計画を見直したことに伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、5 辺地に係る総合整備計画を策定するとともに、同条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、2 辺地に係る総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 97 号

登米市過疎地域自立促進計画の変更について

本案は、平成 26 年 1 月に登米市総合計画実施計画を見直したことに伴い、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、登米市過疎地域自立促進計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正案				現行					
第1条～第4条 (略) 別表 (第2条、第4条関係)				第1条～第4条 (略) 別表 (第2条、第4条関係)					
名称	報酬		旅費	費用弁償	名称	報酬		旅費	費用弁償
	区分	金額				区分	金額		
(略)				(略)					
(略)				(略)					
障害児就学指導委員会					障害児就学指導委員会				
登米市いじめ防止対策調査委員会	委員長	日額	職員旅費 適用	1,800円					
	委員	日額	職員旅費 適用	1,800円					
	委員(医師等)	日額	職員旅費 適用	1,800円					
(略)				(略)					

登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正案				現行				
第1条~第4条 (略) 別表 (第2条、第4条関係)		第1条~第4条 (略) 別表 (第2条、第4条関係)		第1条~第4条 (略) 別表 (第2条、第4条関係)		第1条~第4条 (略) 別表 (第2条、第4条関係)		
名称	区分	報酬		旅費	費用弁償	名称	報酬	
		金額	金額				区分	金額
(略)								
登米市いじめ調査結果検証等委員会	委員長	日額	7,000円	職員旅費 適用	1,800円			
	委員	日額	6,000円	職員旅費 適用	1,800円			
	委員(医師等)	日額	30,000円以内	職員旅費 適用	1,800円			
(略)								
学校給食運営審議会						学校給食運営審議会		
(略)								

登米市税条例 新旧対照表 (第1条関係)

改正案	現行
<p>第1条～第22条 (略) (市民税の納税義務者等) 第23条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人 (以下この節において「外国法人」という。) に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、 — その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>第24条～第32条 (略) (所得割の課税標準) 第33条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 (略) 第34条～第34条の3 (略)</p>	<p>第1条～第22条 (略) (市民税の納税義務者等) 第23条 (略) 2 外国法人</p> <p>適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもつてその事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>第24条～第32条 (略) (所得割の課税標準) 第33条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 (略) 第34条～第34条の3 (略)</p>

<p>(法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の9.7</u>とする。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第34条の5～第47条の6 (略)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人が、<u>法の施行地に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、令第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税割額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同法第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>第49条～第51条 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準</p>	<p>(法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の12.3</u>とする。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第34条の5～第47条の6 (略)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が、<u>法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、令第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第145条において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第145条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税割額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同法第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>第49条～第51条 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準</p>
--	--

準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならぬ。

2 (略)

第53条～第56条 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第57条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならぬ。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を営む者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営む者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) (略)

第58条・第58条の2 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならぬ。

第60条～第81条 (略)

準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならぬ。

2 (略)

第53条～第56条 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第57条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならぬ。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を営む者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営む者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) (略)

第58条・第58条の2 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならぬ。

第60条～第81条 (略)

(軽自動車税の税率)

第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

- ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円
- イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円
- ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円
- エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

- ア 軽自動車
 - 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円
 - 3輪のもの 年額 3,900円
 - 4輪以上のもの
 - 乗用のもの
 - 営業用 年額 6,900円
 - 自家用 年額 10,800円
 - 貨物用のもの
 - 営業用 年額 3,800円
 - 自家用 年額 5,000円

(軽自動車税の税率)

第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

- ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 1,000円
- イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 1,200円
- ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円
- エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

- ア 軽自動車
 - 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 2,400円
 - 3輪のもの 年額 3,100円
 - 4輪以上のもの
 - 乗用のもの
 - 営業用 年額 5,500円
 - 自家用 年額 7,200円
 - 貨物用のもの
 - 営業用 年額 3,000円
 - 自家用 年額 4,000円
- 専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

第83条～第156条 (略)

附 則

第1条～第4条 (略)

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の

規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項まで

の規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第5条 (略)

第6条 削除

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 1,600円

その他のもの 年額 4,700円

(3) 2輪の小型自動車 年額 4,000円

第83条～第156条 (略)

附 則

第1条～第4条 (略)

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで

の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第5条 (略)

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第6条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある時（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度の市民税の所得割については、この限りでない。
- 4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、

附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは、「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。

(2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて

「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万

円を超える年度の市民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。

(2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

第7条～第7条の3の2 (略)

(青附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

第9条・第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

第7条～第7条の3の2 (略)

(青附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

第9条・第10条 (略)

(法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合)

第10条の2

<p>3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>2 法附則第15条第9項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった</p>

当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

第11条～第15条 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第82条第2号イ			
5,000円	3,800円	10,800円	6,900円
6,000円	4,500円	12,900円	8,200円

第16条の2～第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときに前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場合に相当する額とする。

第11条～第15条 (略)

第16条 削除

第16条の2～第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときに前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場合に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

第17条の3・第18条 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 (略)

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

第17条の3・第18条 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3

の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 (略)

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第19条の3 (略)

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取扱した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取扱したものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条の規定を適用する。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第19条の3 (略)

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものと

それぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条の規定を適用する。

第19条の4～第20条の5 (略)

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

第21条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

- ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3)～(5) (略)

第19条の4～第20条の5 (略)

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第56条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)」とする。

2 第56条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

- ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3)～(5) (略)

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定す

る特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこ

れに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことよってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

<p>附則第17条第1項</p>	<p>第35条第1項</p>	<p>第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)</p>
<p>同法第31条第1項</p>	<p>同法第31条第1項</p>	<p>租税特別措置法第31条第1項</p>
<p>附則第17条の2第3項</p>	<p>第35条の2まで、第36条の2、第36条の5</p>	<p>第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)</p>

附則第17条の3第	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

2. その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことよってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人という。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものとして、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）
第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるの

は「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

第24条 (略)
第25条 (略)

第22条 (略)
第23条 (略)

議案第86号関係

登米市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (第2条関係)

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>附則第20条の5を削る。</p> <p>附則第21条の2中「<u>附則第41条第9項各号</u>」を「<u>附則第41条第8項各号</u>」に改め、同条第1号及び第2号中「<u>附則第41条第9項</u>」を「<u>附則第41条第8項</u>」に改める。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定(附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「<u>利子所得の金額又は</u>」を加える部分を除く。)並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>附則第20条の5を削る。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定</p> <p>項の規定 平成29年1月1日</p> <p>第2条 (略)</p> <p>並びに次条第3</p>

登米市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>14万円</u>とする。</p> <p>第3条～第17条 (略)</p> <p>(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)</p> <p>第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日かからその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の36 に規定する額を、特別徴収の</p>	<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>14万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>12万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>12万円</u>とする。</p> <p>第3条～第17条 (略)</p> <p>(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)</p> <p>第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日かからその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の37第1項に規定する額を、特別徴収の</p>

方法によって徴収する。

2 (略)

第19条～第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

第23条の2～第26条 (略)

方法によって徴収する。

2 (略)

第19条～第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

第23条の2～第26条 (略)

登米市火災予防条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 避難管理 (第35条～第42条)</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理 (第42条の2・第42条の3)</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第17条の3 (略)</p> <p>(液体燃料を使用する器具)</p> <p>第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合は、消火器の準備をした上で使用すること。</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(固体燃料を使用する器具)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(電気を熱源とする器具)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 避難管理 (第35条～第42条)</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第17条の3 (略)</p> <p>(液体燃料を使用する器具)</p> <p>第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(固体燃料を使用する器具)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号までの規定を準用する。</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(電気を熱源とする器具)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号</p>

の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。）を準用する。

（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）

第22条 火消しつばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する。

第22条の2～第42条（略）

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第42条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認められるものを、指定催しとして指定しなければならぬ。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

（屋外催しに係る防火管理）

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定められた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該

の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。）を準用する。

（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）

第22条 火消しつばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定を準用する。

第22条の2～第42条（略）

計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

(2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) 対象火気器具等に対する消火設備に関すること。

(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第43条・第44条（略）

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(5)（略）

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第45条の2～第48条（略）

（罰則）

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(3)（略）

(4) 第42条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災

第43条・第44条（略）

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(5)（略）

第45条の2～第48条（略）

（罰則）

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(3)（略）

予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者

第50条 法人（法人でない団体が代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体に就いて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第50条 法人の代表者

又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条に係る罰金を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

登米市水道事業給水条例 新旧対照表

改正案		現行			
区分	単位	金額(円)	区分	単位	金額(円)
第1条～第28条 (略) (手数料)					
第29条 (略)					
第30条～第46条 (略)					
別表第1 (略)					
別表第2					
(略)					
4 給水装置工事しゅん工検査手数料			4 給水装置工事しゅん工検査手数料		
(1) 中口径及び大口径の工事 (廃止工事を除く。)	1件	5,000	(1) 中口径及び大口径の工事 (廃止工事を除く。)	1件	5,000
(2) 小口径10栓以上の新設、増設、改造、移設工事	1件	5,000	(2) 小口径10栓以上の新設、増設、改造、移設工事	1件	5,000
(3) 小口径10栓未満の新設、増設、改造、移設工事	1件	3,000	(3) 小口径10栓未満の新設、増設、改造、移設工事	1件	3,000
(4) 廃止工事 (全口径)	1件	2,000	(4) 廃止工事 (全口径)	1件	2,000
5 水質検査手数料					
(1) 飲料水検査					
ア 一括検査					
水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表(以下「水質基準表」という。)中1の項、2の項、10の項、37					
				1件	10,000

の項及び45の項から50の項までの検査			
イ 個別項目検査			
(ア) 複雑なもの(水質基準表中13の項から19の項まで、21の項から24の項まで、26の項から30の項まで、40の項から42の項まで及び44の項の検査)	1項目	27,000	
(イ) 一般的なもの(水質基準表中3の項から8の項まで、10の項、11の項、20の項及び31の項から36の項までの検査)	1項目	5,800	
(ウ) 簡易なもの(水質基準表中1の項、2の項、37の項から39の項まで及び45の項から50の項までの検査)	1項目	1,900	
(2) その他の水質検査			
(ア) 複雑なもの(総トリハロメタン)	1項目	27,000	
(イ) 一般的なもの(生物化学的酸素要求量、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、重金属、フッ素、大腸菌群最確法)	1項目	5,800	
(ウ) 簡易なもの(大腸菌群、PH値、塩素イオン濃度、化学的酸素要求量、アンモニア性窒素、浮遊物質)	1項目	1,900	

(注) この表でいう「栓」とは、第3条に定める給水用具のうち、給水栓や湯沸器等の給水用の用具をいう。

別表第3 (略)

登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 同意集積区域内において、法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本計画の同意(当該同意が平成28年3月31日までに行われたものに限る。)の日(以下「同意日」という。)から起算して5年を経過する日までの期間に、法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第3条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者(法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であつて、省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。)について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第5条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して最初に固定資産税が課されることとなつた年度(当該固定資産を当該対象施設の用に供した日の属する年の翌年の1月1日(当該対象施設の用に供した日が1月1日の場合は同日)を賦課期日とする年度)以降3年度に限り、当該固定資産税を免除する。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 同意集積区域内において、法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本計画の同意(当該同意が平成26年3月31日までに行われたものに限る。)の日(以下「同意日」という。)から起算して5年を経過する日までの期間に、法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第3条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者(法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であつて、省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。)について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第5条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して最初に固定資産税が課されることとなつた年度(当該固定資産を当該対象施設の用に供した日の属する年の翌年の1月1日(当該対象施設の用に供した日が1月1日の場合は同日)を賦課期日とする年度)以降3年度に限り、当該固定資産税を免除する。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東日本大震災の被災者であって市民税、固定資産税又は国民健康保険税の納税義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分から平成26年度までの国民健康保険税の軽減及び免除（以下「減免」という。）については、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となつている区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものから転入した者に係る平成23年度から平成26年度までに課する当該年度分の国民健康保険税については、平成27年3月末日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収の対象となる年金の給付の支払日）が到来するもの限り、免除する。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東日本大震災の被災者であつて市民税、固定資産税又は国民健康保険税の納税義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分及び平成25年度分の国民健康保険税の軽減及び免除（以下「減免」という。）については、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となつている区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものから転入した者に係る平成23年度から平成25年度に課する当該年度分の国民健康保険税については、平成26年3月末日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収の対象となる年金の給付の支払日）が到来するもの限り、免除する。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>